

松江市告示第 408 号

民生委員協議会の区域に関する告示（平成 30 年松江市告示第 158 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
市町村	名称	区域	市町村	名称	区域
松江市	略		松江市	略	
	雑賀地区	栄町、新町、松尾町、 雑賀町、堅町、本郷町、西津田 7 丁目 (2 番の一部、 <u>3 番</u> から 10 番まで及び 13 番から 18 番までの区域)、西津田 8 丁目、上乃木 1 丁目 (1 番、2 番、3 番の一部、 <u>7 番の一部</u> 、8 番の一部、 <u>9 番の一部</u> 、 <u>10 番の一部</u> 、 <u>11 番</u> から 14 番まで、 <u> </u> 26 番の一部、27 番及び 28 番の区域)、上乃木 2 丁目 (1 番の一部		雑賀地区	栄町、新町、松尾町、 雑賀町、堅町、本郷町、西津田 7 丁目 (2 番の一部 <u> </u> から 10 番まで及び 13 番から 18 番までの区域)、西津田 8 丁目、上乃木 1 丁目 (1 番、2 番、3 番の一部、7 番 <u> </u> 、8 番の一部、9 番 <u> </u> <u> </u> から 14 番まで、15 番の一部、26 番の一部、27 番及び 28 番の区域)、上乃木 2 丁目 (1 番の一部

		の区域)、上乃木 5 丁目(1 番の一部、3 番の一部、4 番及び 5 番の一部の区域)			の区域)、上乃木 5 丁目(1 番の一部、3 番の一部、4 番及び 5 番の一部の区域)
	略			略	
乃木地区	上乃木 1 丁目(3 番の一部、 <u>4 番</u> から 6 番まで、 <u>7 番の一部</u> 、8 番の一部、 <u>9 番の一部</u> 、 <u>10 番の一部</u> 、 <u>15 番</u> から 25 番まで及び 26 番の一部の区域)、上乃木 2 丁目(1 番の一部、 <u>2 番</u> から 29 番までの区域)、上乃木 3 丁目、上乃木 4 丁目、上乃木 5 丁目(1 番の一部、 <u>2 番</u> 、3 番の一部____、5 番の一部、 <u>6 番</u> から <u>11 番</u> 、12 番の一部、13 番の一部、 <u>14 番</u> から <u>16 番</u> まで、17 番の一部及び 18 番の一部の区域____)、上乃木 9 丁目(1 番、2 番、8 番の一部及び 9 番から 16 番までの区域)、浜乃木町、浜乃		乃木地区	上乃木 1 丁目(3 番の一部____から 6 番まで____、8 番の一部、 <u>15 番</u> の一部、 <u>16 番</u> ____から 25 番まで及び 26 番の一部の区域)、上乃木 2 丁目(1 番の一部____から 29 番までの区域)、上乃木 3 丁目、上乃木 4 丁目、上乃木 5 丁目(1 番の一部、____ <u>3 番</u> の一部、 <u>4 番</u> 、5 番の一部____、____、12 番の一部、13 番の一部____、____、17 番の一部及び 18 番の一部の区域を除く。)、上乃木 9 丁目(1 番、2 番、8 番の一部及び 9 番から 16 番までの区域)、浜乃木町、浜乃	

		木 1 丁目、浜乃木 2 丁目、浜乃木 3 丁目、浜乃木 4 丁目、浜乃木 5 丁目、浜乃木 6 丁目、浜乃木 7 丁目、浜乃木 8 丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島 1 丁目、西嫁島 2 丁目、西嫁島 3 丁目			木 1 丁目、浜乃木 2 丁目、浜乃木 3 丁目、浜乃木 4 丁目、浜乃木 5 丁目、浜乃木 6 丁目、浜乃木 7 丁目、浜乃木 8 丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島 1 丁目、西嫁島 2 丁目、西嫁島 3 丁目
	略			略	